

株式会社 小見山商事

2015. 3 vol. 59

第 59 号

## こみやま レポート

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布されましたのでご案内申し上げます。

- ① 化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります。
- ② ストレスチェックの実施等が義務となります。
- ③ 受動喫煙防止措置が努力義務となります。
- ④ 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。
- ⑤ 法第 88 条第 1 項の届出を廃止します。
- ⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります。
- ⑦ 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。

\* 詳しいことは厚生労働省のホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/an-eihou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/)

(改正フロン法に関するお知らせ)

フロン法が平成 27 年 4 月に改正・施行され、改正内容は概ね下記の通りです。

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>①対象物：業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器</li> <li>②管理者             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 自己所有物・・・所有者</li> <li>ii) リース・レンタル物件・・・物件管理責任者</li> <li>iii) 建物付帯設備・・・建物のオーナー</li> </ol> </li> <li>③管理者が取り組むべき事項：機器の定期点検、点検の記録、記録の保存</li> <li>④機器の規模：7.5kw以上</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤点検頻度：年に1回</li> <li>⑥点検の記録と保存：該当する機器ごとに必要</li> <li>⑦フロンの漏洩が確認された場合の処置：漏洩箇所を特定し修繕を行う。修繕後、回収証明書等を受取り保管</li> <li>⑧漏洩量の報告：漏洩量を地球温暖化係数で換算し算出する。1,000トン以上の漏洩があったときは事業所管大臣への報告が必須</li> </ol> |
|---|--|

\* 詳しいことは東京都フロン対策HPをご覧ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

2月の勉強会で株式会社デンソーセールスよりドライブレコーダーの説明会を実施し、画像の解析方法等について受講しました。



講義を受ける社員



ドライブレコーダーの説明

弊社では、安全運転を更に向上させる目的でドライブレコーダーの設置を進めております。ドライブレコーダーの正しい知識、使い方等を習得し、無事故・無違反を継続していきます。

株式会社小見山商事  
埼玉県狭山市広瀬台 2-7-3  
TEL 04-2953-8841 FAX 04-2953-8998  
発行責任者/小見山銀蔵 編集者/矢崎浩三  
※話題ができ次第不定期に発行します。

弊社では「顧客満足度向上運動」を行っております。廃棄物に関することや当社の提供サービスのことなど、ご質問・ご要望などがございましたら、何なりとお申し付け下さい。

不用品回収・廃家電製品回収・家具及び粗大ゴミ回収・遺品整理・事務所移転等その他廃棄物全般の処分・廃棄・リサイクルなどお困りの際は、まずは弊社にお問い合わせ下さい。